

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年 8月19日
【会社名】	株式会社クスリのアオキホールディングス
【英訳名】	KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 276 7000
【事務連絡者氏名】	取締役 青木 孝憲
【最寄りの連絡場所】	株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 274 1111
【事務連絡者氏名】	株式会社クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員 管理本部長 八幡 亮一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	24,599百万円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社クスリのアオキ(以下「クスリのアオキ」といいます。)の最終事業年度末日(平成28年5月20日)現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、株式会社クスリのアオキホールディングス(以下「当社」といいます。)が、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得することとなるクスリのアオキ株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなるクスリのアオキ株式の株式数を、クスリのアオキの発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した割合をいう。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月18日の当社の定時株主総会及びクスリのアオキの定時株主総会において、それぞれ株式交換契約が承認されたこと、平成28年8月18日の当社の定時株主総会において定款の一部変更の決議を行ったこと、クスリのアオキが平成28年8月18日付で北陸財務局長に有価証券報告書を提出したこと、並びにクスリのアオキが平成28年8月19日付で北陸財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等に開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、平成28年8月2日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関連する事項を訂正し、また、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

##### 3 組織再編成に係る契約

##### 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

##### 5 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違

##### 7 組織再編成に関する手続

#### 第2 統合財務情報

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

##### 2 生産、受注及び販売の状況

##### 3 対処すべき課題

##### 4 事業等のリスク

##### 5 経営上の重要な契約等

##### 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第3 設備の状況

##### 1 設備投資等の概要

##### 2 主要な設備の状況

##### 3 設備の新設、除却等の計画

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

###### (1) 株式等の総数等

株式の総数

発行済株式

###### (2) 新株予約権等の状況

###### (6) 議決権の状況

発行済株式

###### (7) ストックオプション制度の内容

##### 5 役員の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

#### 第6 提出会社の株式事務の概要

## 第五部 組織再編成対象会社情報

### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

#### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

訂正報告書

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	27,419,560株 (注)1、2	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 (注)3、4

- (注)1. クスリのアオキの発行済株式総数31,420,000株(平成28年5月20日時点)から当社が保有するクスリのアオキ株式4,000,000株及びクスリのアオキが消却予定の自己株式440株(平成28年5月20日時点)を減じた株式数に基づき、本株式交換の株式交換比率を勘案して記載しております。なお、クスリのアオキは、本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換に係る当社の普通株式の割当て及び交付がなされる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。また、上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数(440株)と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 普通株式は、平成28年6月30日に開催された当社及びクスリのアオキ両社の取締役会決議(株式交換契約の承認及び株主総会への付議)、並びに平成28年8月18日開催予定の両社の定時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。
3. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場(テクニカル上場)する予定であり、これに伴い、当社は、同日までに定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定であります。
4. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、平成28年11月21日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定であります。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	27,419,560株 (注)1、2	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

- (注)1. クスリのアオキの発行済株式総数31,420,000株(平成28年5月20日時点)から当社が保有するクスリのアオキ株式4,000,000株及びクスリのアオキが消却予定の自己株式440株(平成28年5月20日時点)を減じた株式数に基づき、本株式交換の株式交換比率を勘案して記載しております。なお、クスリのアオキは、本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換に係る当社の普通株式の割当て及び交付がなされる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。また、上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数(440株)と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 普通株式は、平成28年6月30日に開催された当社及びクスリのアオキ両社の取締役会決議(株式交換契約の承認及び株主総会への付議)、並びに平成28年8月18日開催の両社の定時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（訂正前）

##### (1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交換の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

##### 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社クスリのアオキホールディングス		
(2) 事業内容	グループの経営戦略・経営管理等の提供		
(3) 本店所在地	石川県白山市松本町2512番地		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	青木 宏憲	現 クスリのアオキ 代表取締役社長
	取締役会長	青木 桂生	現 クスリのアオキ 取締役会長
	取締役最高顧問	青木 保外志	現 クスリのアオキ 取締役最高顧問
	取締役兼常務執行役員 グループ管理部門担当	八幡 亮一	現 クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員管理 本部長
	取締役兼常務執行役員 グループ商品部門担当	吉野 邦彦	現 クスリのアオキ 常務執行役員商品本部長兼 MD企画室長
	取締役	鶴羽 樹	現 クスリのアオキ 取締役
	取締役	岡田 元也	現 クスリのアオキ 取締役
	常勤監査役	廣田 和男	現 クスリのアオキ 内部統制推進課付顧問
	監査役	桑島 敏彰	現 クスリのアオキ 監査役
	監査役	中村 明子	現 クスリのアオキ 監査役
(5) 資本金	1,000,000,000円		
(6) 純資産（単体）	未定		
(7) 総資産（単体）	未定		
(8) 決算期	5月20日		

（後略）

(訂正後)

## (1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交換の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

## 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社クスリのアオキホールディングス		
(2) 事業内容	グループの経営戦略・経営管理等の提供		
(3) 本店所在地	石川県白山市松本町2512番地		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	青木 宏憲	現 クスリのアオキ 代表取締役社長
	取締役会長	青木 桂生	現 クスリのアオキ 取締役会長
	取締役最高顧問	青木 保外志	現 クスリのアオキ 取締役最高顧問
	取締役兼常務執行役員 グループ管理部門担当	八幡 亮一	現 クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員管理 本部長
	取締役兼常務執行役員 グループ商品部門担当	吉野 邦彦	現 クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員商品 本部長兼MD企画室長
	取締役	鶴羽 樹	現 クスリのアオキ 取締役
	取締役	岡田 元也	現 クスリのアオキ 取締役
	常勤監査役	廣田 和男	現 クスリのアオキ 監査役
	監査役	桑島 敏彰	現 クスリのアオキ 監査役
	監査役	中村 明子	現 クスリのアオキ 監査役
(5) 資本金	1,000,000,000円		
(6) 純資産(単体)	未定		
(7) 総資産(単体)	未定		
(8) 決算期	5月20日		

(後略)

(訂正前)

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

当社は、クスリのアオキの普通株式4,000,000株(所有割合12.73%)を保有しておりますが、本株式交換によりクスリのアオキは当社の完全子会社となる予定です。

## 役員の兼任関係

当社の取締役2名が、クスリのアオキの取締役を兼務しております。

## 取引関係

当社は、クスリのアオキとの間で、当社がクスリのアオキに対して持株会社化をするために必要となる業務を委託することを内容とするコンサルティング契約を締結しております。

（訂正後）

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社は、クスリのアオキの普通株式4,000,000株（所有割合12.73%）を保有しておりますが、本株式交換によりクスリのアオキは当社の完全子会社となる予定です。

役員の兼任関係

当社の取締役3名が、クスリのアオキの取締役を兼務しております。

取引関係

当社は、クスリのアオキとの間で、当社がクスリのアオキに対して持株会社化するために必要となる業務を委託することを内容とするコンサルティング契約を締結しております。

### 3 【組織再編成に係る契約】

1．株式交換契約の内容の概要

（訂正前）

当社及びクスリのアオキは、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、クスリのアオキの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

（後略）

（訂正後）

平成28年6月30日付で当社及びクスリのアオキの間で締結されました、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）は、平成28年8月18日に当社及びクスリのアオキの定時株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、クスリのアオキの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

（後略）

## 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

## 1．本株式交換に係る割当ての内容

(訂正前)

	当社 (株式交換完全親会社)	クスリのアオキ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

## (注) 1．株式の割当比率

クスリのアオキ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するクスリのアオキ普通株式4,000,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

## 2．本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、基準時におけるクスリのアオキの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、当社普通株式27,419,560株を割当て交付する予定です。なお、クスリのアオキは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数（440株）と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。

## 3．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（当社は、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数は、クスリのアオキと同じ100株とする予定です。）を保有することとなるクスリのアオキの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

(訂正後)

	当社 (株式交換完全親会社)	クスリのアオキ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

## (注) 1．株式の割当比率

クスリのアオキ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するクスリのアオキ普通株式4,000,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

## 2．本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、基準時におけるクスリのアオキの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、当社普通株式27,419,560株を割当て交付する予定です。なお、クスリのアオキは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数（440株）と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。

## 3．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなるクスリのアオキの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。



## 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

（訂正前）

### 1．株式の譲渡制限

クスリのアオキの定款には定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

### 2．単元未満株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれる予定であります。クスリのアオキには同様の定めがあります。

また、当社の定款には、単元未満株式を有する株主は（ ）会社法第189条第2項各号に掲げる権利、（ ）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、（ ）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれる予定であります。クスリのアオキには同様の規定があります。

（訂正後）

該当事項はありません。

## 7【組織再編成に関する手続】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

（訂正前）

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、クスリのアオキの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、クスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、クスリのアオキにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びクスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より、クスリのアオキ本店に備え置く予定です。

（後略）

（訂正後）

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、クスリのアオキの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、クスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より当社本店に備え置いております。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、クスリのアオキにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びクスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より、クスリのアオキ本店に備え置いております。

（後略）

## 2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

（訂正前）

株式交換契約承認の取締役会（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約締結（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約承認株主総会開催日（両社）	平成28年8月18日（木曜日）（予定）
株式売買最終日（クスリのアオキ）	平成28年11月15日（火曜日）（予定）
上場廃止日（クスリのアオキ）	平成28年11月16日（水曜日）（予定）
効力発生日	平成28年11月21日（月曜日）（予定）
株式上場日（当社）	平成28年11月21日（月曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

（訂正後）

株式交換契約承認の取締役会（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約締結（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約承認株主総会開催日（両社）	平成28年8月18日（木曜日）
株式売買最終日（クスリのアオキ）	平成28年11月15日（火曜日）（予定）
上場廃止日（クスリのアオキ）	平成28年11月16日（水曜日）（予定）
効力発生日	平成28年11月21日（月曜日）（予定）
株式上場日（当社）	平成28年11月21日（月曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

## 第2【統合財務情報】

&lt;クスリのアオキの主要な経営指標等&gt;

(訂正前)

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期 (参考)
決算年月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月	平成28年 5 月
売上高 (百万円)	76,135	93,174	114,411	134,994	163,462
経常利益 (百万円)	3,564	4,511	6,085	7,959	9,262
当期純利益 (百万円)	2,047	2,894	3,825	5,213	6,503
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,301	1,312	1,337	1,367	1,391
発行済株式総数 (株)	7,771,000	7,787,000	7,824,000	15,689,000	31,420,000
純資産額 (百万円)	10,993	13,673	16,974	21,983	28,188
総資産額 (百万円)	33,735	40,928	51,772	64,550	78,417
1株当たり純資産額 (円)	353.37	438.52	541.78	699.59	895.21
1株当たり配当額 (円)	30.00	32.00	38.00	22.00	12.50
(うち1株当たり中間配当額)	(11.00)	(16.00)	(19.00)	(11.00)	(6.25)
1株当たり当期純利益金額 (円)	65.93	93.02	122.49	166.40	207.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	65.81	92.42	121.95	165.86	206.50
自己資本比率 (%)	32.6	33.4	32.7	34.0	35.9
自己資本利益率 (%)	20.4	23.5	25.0	26.8	26.0
株価収益率 (倍)	7.0	19.0	14.6	26.8	31.19
配当性向 (%)	11.4	8.6	7.7	6.6	6.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	4,497	6,306	8,307	10,719
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	3,974	7,229	6,354	12,090
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	695	2,331	1,271	1,892
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	-	3,850	5,257	8,481	9,001
従業員数 (人)	991	1,096	1,243	1,400	1,546
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔1,682〕	〔2,167〕	〔2,792〕	〔3,083〕	〔3,364〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第28期は連結財務諸表を作成していたため、それ以前の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 第29期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

4. クスリのアオキは、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。また、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第31期より、商品の評価方法について会計方針を変更したため、第30期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

6. 経営指標等（発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。）は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しております。第28期から第31期までの財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第32期（平成28年5月期）につきましては、本届出書提出日現在監査報告書を受領しておりません（平成28年8月18日開催予定の定時株主総会において承認を得る予定です。）。

（訂正後）

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
売上高 (百万円)	76,135	93,174	114,411	134,994	163,462
経常利益 (百万円)	3,564	4,511	6,085	7,959	9,262
当期純利益 (百万円)	2,047	2,894	3,825	5,213	6,503
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,301	1,312	1,337	1,367	1,391
発行済株式総数 (株)	7,771,000	7,787,000	7,824,000	15,689,000	31,420,000
純資産額 (百万円)	10,993	13,673	16,974	21,983	28,188
総資産額 (百万円)	33,735	40,928	51,772	64,550	78,417
1株当たり純資産額 (円)	353.37	438.52	541.78	699.59	895.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (11.00)	32.00 (16.00)	38.00 (19.00)	22.00 (11.00)	12.50 (6.25)
1株当たり当期純利益金額 (円)	65.93	93.02	122.49	166.40	207.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	65.81	92.42	121.95	165.86	206.50
自己資本比率 (%)	32.6	33.4	32.7	34.0	35.9
自己資本利益率 (%)	20.4	23.5	25.0	26.8	26.0
株価収益率 (倍)	7.0	19.0	14.6	26.8	31.19
配当性向 (%)	11.4	8.6	7.7	6.6	6.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	4,497	6,306	8,307	10,719
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	3,974	7,229	6,354	12,090
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	695	2,331	1,271	1,892
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	-	3,850	5,257	8,481	9,001
従業員数 (人) 〔外、平均臨時雇用者数〕	991 〔1,682〕	1,096 〔2,167〕	1,243 〔2,792〕	1,400 〔3,083〕	1,546 〔3,364〕

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第28期は連結財務諸表を作成していたため、それ以前の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
3. 第29期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
4. クスリのアオキは、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。また、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第31期より、商品の評価方法について会計方針を変更したため、第30期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。
6. 経営指標等(発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。)は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しております。第28期から第32期までの財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

(訂正前)

年月	概要
平成11年7月	石川県白山市に当社設立。
平成28年6月	クスリのアオキと本株式交換契約を締結。

(訂正後)

年月	概要
平成11年7月	石川県白山市に当社設立。
平成28年6月	クスリのアオキと本株式交換契約を締結。
平成28年8月	当社の定時株主総会において本株式交換契約について承認決議。

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

(訂正前)

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月末日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

なお、クスリのアオキの業績等の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書(平成27年8月19日提出)及び四半期報告書(平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月末日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

なお、クスリのアオキの業績等の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書(平成28年8月18日提出)をご参照ください。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は、販売業務等を行っておりません。

なお、クスリのアオキの生産、受注及び販売の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は、販売業務等を行っておりません。

なお、クスリのアオキの生産、受注及び販売の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

## 3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社及びクスリのアオキが属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M & Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって競争環境が激化し、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、クスリのアオキは、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM & A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

当社は、クスリのアオキを完全子会社化することにより、当社がクスリのアオキを含むグループ全体の経営戦略機能や経営管理機能を担うことによって、当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、クスリのアオキの対処すべき課題については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社及びクスリのアオキが属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M & Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって競争環境が激化し、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、クスリのアオキは、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM & A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

当社は、クスリのアオキを完全子会社化することにより、当社がクスリのアオキを含むグループ全体の経営戦略機能や経営管理機能を担うことによって、当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、クスリのアオキの対処すべき課題については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

#### 4【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は、本株式交換によりクスリのアオキの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本届出書提出日現在におけるクスリのアオキの事業等のリスクが当社の事業等のリスクになりうることが想定されます。クスリのアオキの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において、当社グループが判断しているものであります。

(1) 法的規制について

「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）等による規制について

クスリのアオキは、「医薬品医療機器等法」で定義する医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可、登録、指定、免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等を販売するにあたり、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、クスリのアオキの出店及び商品政策は影響を受ける可能性があります。

認可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法令	許可等の交付者
医薬品販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
保険薬局指定	6年	健康保険法	所轄地方厚生局長
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事又は所轄保健所長
高度管理医療機器等販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
麻薬小売業免許	2年（注）	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
乳類販売業許可	6年	食品衛生法	所轄保健所長
食肉販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
魚介類販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
一般酒類小売業免許	無制限	酒税法	所轄税務署長
製造たばこ小売販売業許可	無期限	たばこ事業法	所轄財務局長

（注） 新規の場合、「麻薬小売業免許」の有効期限は、免許開始日の翌年の12月31日までであります。

（後略）

（訂正後）

当社は、本株式交換によりクスリのアオキの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本届出書提出日現在におけるクスリのアオキの事業等のリスクが当社の事業等のリスクになりうるものが想定されます。クスリのアオキの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において、当社グループが判断しているものであります。

（1）法的規制について

「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）等による規制について

クスリのアオキは、「医薬品医療機器等法」で定義する医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可、登録、指定、免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等を販売するにあたり、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、クスリのアオキの出店及び商品政策は影響を受ける可能性があります。

認可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法令	許可等の交付者
医薬品販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
保険薬局指定	6年	健康保険法	所轄厚生局長
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事又は所轄保健所長
高度管理医療機器等販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
麻薬小売業免許	3年（注）	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
乳類販売業許可	6年	食品衛生法	所轄保健所長
食肉販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
魚介類販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
一般酒類小売業免許	無制限	酒税法	所轄税務署長
製造たばこ小売販売業許可	無期限	たばこ事業法	所轄財務局長

（注） 新規の場合、「麻薬小売業免許」の有効期限は、免許開始日の翌々年の12月31日までであります。

（後略）

## 5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社はクスリのアオキとの間で、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を行うこととする株式交換契約を締結しております。

なお、クスリのアオキの経営上の重要な契約等については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社はクスリのアオキとの間で、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を行うこととする株式交換契約を締結しております。

なお、クスリのアオキの経営上の重要な契約等については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### （訂正前）

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。以下の記載のうち、将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものととなります。

#### （1）当事業年度の経営成績の分析

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

#### （2）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、収入の多くをクスリのアオキからの受取配当金等に依存しております。このため、クスリのアオキの経営環境及びこれに伴う同社の業績や財政状態に強く影響を受けます。

なお、クスリのアオキの事業等のリスクについては、「4．事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### （3）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況ですが、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、営業活動によるキャッシュ・フローは0百万円の支出となり、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、当事業年度での収入及び支出はありませんでした。

なお、クスリのアオキの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

### （訂正後）

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。以下の記載のうち、将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものととなります。

#### （1）当事業年度の経営成績の分析

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

#### （2）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、収入の多くをクスリのアオキからの受取配当金等に依存しております。このため、クスリのアオキの経営環境及びこれに伴う同社の業績や財政状態に強く影響を受けます。

なお、クスリのアオキの事業等のリスクについては、「4．事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### （3）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況ですが、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、営業活動によるキャッシュ・フローは0百万円の支出となり、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、当事業年度での収入及び支出はありませんでした。

なお、クスリのアオキの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

#### 2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）並びに四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(訂正前)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000(注)1
計	4,000,000

(注)1. 当社は、平成28年8月18日開催予定の当社株主総会において、当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更を実施する予定です。なお、かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

(訂正後)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000(注)1
計	4,000,000

(注)1. 当社は、平成28年11月21日までに、当社株主総会において、当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更を実施する予定です。なお、かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

## 【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)1、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。(注)2
計	4,000,000		

(注)1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	4,000,000		

## (2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

クスリのアオキが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

## 第1回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	97個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	38,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1,803円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,803円 資本組入額 902円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時におけるクスリのアオキの第4回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第4回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額(以下「出資価額」といいます。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価格」といいます。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいいます。以下同じです。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

## 第2回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	276個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	55,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	2,453円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成30年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,453円 資本組入額 1,226円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第5回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第5回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。  
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## 4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 5．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

## 第3回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	148個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	14,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	6,125円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,125円 資本組入額 3,063円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1．平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第6回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第6回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権が変動することがあります。

2．当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

(訂正後)

クスリのアオキが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

## 第1回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	94個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	37,600株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1,803円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,803円 資本組入額 902円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年8月18日現在におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時におけるクスリのアオキの第4回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年8月18日時点におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第4回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。  
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額(以下「出資価額」といいます。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価格」といいます。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいいます。以下同じです。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い



当社は、当社を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

## 第2回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	276個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	55,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	2,453円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成30年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,453円 資本組入額 1,226円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年8月18日現在におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第5回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年8月18日時点におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第5回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## 4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 5．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

## 第3回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	148個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	14,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	6,125円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,125円 資本組入額 3,063円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1．平成28年8月18日現在におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第6回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年8月18日時点におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数が基準時までクスリのアオキ第6回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権が変動することがあります。

2．当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。  
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

## ( 6 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

( 訂正前 )

平成28年 8 月 2 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,000,000	4,000,000	完全議決権株式であり、 <u>会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。</u> (注) 1、2
単元未満株式			
発行済株式総数	4,000,000		
総株主の議決権		4,000,000	

(注) 1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。

( 訂正後 )

平成28年 8 月 19 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,000,000	4,000,000	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 <u>なお、単元株式数は100株です。</u>
単元未満株式			
発行済株式総数	4,000,000		
総株主の議決権		4,000,000	

## (7)【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

## 第1回新株予約権

決議年月日	平成25年8月19日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	取締役4名 使用人19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1.クスリのアオキ第4回新株予約権の決議年月日です。

2.平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第4回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 第2回新株予約権

決議年月日	平成26年8月19日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	取締役7名 使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1.クスリのアオキ第5回新株予約権の決議年月日です。

2.平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第5回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 第3回新株予約権

決議年月日	平成27年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	取締役7名 使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第6回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第6回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

（訂正後）

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

## 第1回新株予約権

決議年月日	平成25年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	クスリのアオキの取締役4名 クスリのアオキの使用人18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第4回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年8月18日現在のクスリのアオキ第4回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 第2回新株予約権

決議年月日	平成26年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	クスリのアオキの取締役7名 クスリのアオキの使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第5回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年8月18日現在のクスリのアオキ第5回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 第3回新株予約権

決議年月日	平成27年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	クスリのアオキの取締役7名 クスリのアオキの使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第6回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年8月18日現在のクスリのアオキ第6回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 5【役員の状況】

(訂正前)

平成28年8月2日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		青木 宏憲	昭和47年4月6日生	平成8年4月 大塚製薬株式会社入社 平成15年2月 クスリのアオキ入社 平成18年4月 同社管理部長 平成18年7月 同社執行役員管理部長 平成19年5月 同社執行役員人事教育部長 平成20年11月 同社執行役員調剤事業本部長 平成22年5月 同社執行役員営業本部長兼営業推進室長 平成22年8月 同社代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長 平成24年5月 同社代表取締役専務兼営業本部長 平成26年5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) 平成28年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	1,733
取締役		青木 桂生	昭和17年2月13日生	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 クスリのアオキ設立代表取締役社長 平成11年7月 当社設立代表取締役 平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役 平成15年8月 クスリのアオキ代表取締役会長 平成17年8月 当社取締役(現任) 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役(現任) 平成22年8月 クスリのアオキ取締役会長(現任) 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任)	(注)2	666
取締役		青木 孝憲	昭和48年11月28日生	平成9年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成16年4月 大塚製薬株式会社入社 平成20年4月 クスリのアオキ入社 平成20年11月 同社執行役員IT・業務改革本部長 平成22年5月 同社執行役員商品部長 平成23年5月 同社執行役員商品統括部長 平成24年5月 同社専務執行役員経営管理統括本部長兼IT・物流推進部長 平成25年5月 同社専務執行役員管理本部長兼IT・物流推進部長 平成26年5月 同社専務執行役員店舗運営本部長(現任) 平成28年3月 当社取締役(現任)	(注)2	1,333
監査役		廣田 和男	昭和37年1月31日生	昭和59年4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年10月 同行経営管理部副部長 平成18年6月 同行津幡支店長 平成20年6月 同行釧路支店長 平成22年6月 同行融資第一部副部長 平成26年6月 同行監査部上席検査役 平成28年4月 クスリのアオキ出向内部統制推進課付顧問(現任) 平成28年6月 当社監査役(現任)	(注)3	
計						3,733

(注)1. 代表取締役社長青木宏憲及び取締役青木孝憲は、取締役青木桂生の実息であります。

2. 任期 平成28年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 任期 平成32年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。



4. 本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）において、以下の者が新たに役員に就任する予定です。また、取締役青木孝憲は、本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）までに、取締役を辞任する予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役最高顧問		青木 保外志	昭和24年 1月 2日生	昭和51年 6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年 3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年 1月 クスリのアオキ設立代表取締役専務 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成15年 8月 同社代表取締役社長 平成24年 5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年 5月 同社取締役最高顧問（現任）		
取締役	—	八幡 亮一	昭和41年 8月24日生	平成元年 4月 株式会社ワールド入社 平成16年 7月 クスリのアオキ入社 平成18年 5月 同社執行役員経営企画室長 平成22年 5月 同社執行役員管理本部長 平成24年 5月 同社常務執行役員管理本部長 平成24年 5月 株式会社A 2ロジ取締役（現任） 平成25年 5月 クスリのアオキ常務執行役員財務企画・IR室長 平成26年 5月 同社常務執行役員管理本部長 平成26年 8月 同社取締役兼常務執行役員管理本部長（現任）		—
取締役		吉野 邦彦	昭和33年 7月20日生	昭和56年 4月 北邦医薬株式会社入社 昭和60年10月 クスリのアオキ入社 平成16年 5月 同社執行役員商品部長 平成20年 3月 同社執行役員信越地区本部長 平成23年 5月 同社執行役員営業本部副本部長兼信越地区本部長 平成24年 5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長 平成25年 5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長兼近畿東海地区営業担当 平成26年 5月 同社常務執行役員商品本部長 平成27年 5月 同社常務執行役員商品本部長兼MD企画室長（現任）		
取締役		鶴羽 樹	昭和17年 2月11日生	昭和51年 6月 株式会社ツル八入社 昭和53年 7月 同社取締役 平成 6年 8月 同社専務取締役 平成 8年 8月 同社代表取締役専務 平成 9年 8月 同社代表取締役社長 平成16年 8月 クスリのアオキ社外取締役（現任） 平成17年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長 平成19年 1月 株式会社くすりの福太郎取締役（現任） 平成20年 8月 株式会社ツル八代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長兼社長執行役員 平成25年12月 株式会社ハーティウォンツ取締役 平成26年 8月 株式会社ツル八代表取締役会長（現任） 平成26年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役会長（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		岡田 元也	昭和26年6月17日生	昭和54年3月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社		
				平成2年5月	同社取締役		
				平成4年2月	同社常務取締役		
				平成7年5月	同社専務取締役		
				平成9年6月	同社代表取締役社長		
				平成14年5月	イオンモール株式会社取締役相談役（現任）		
				平成14年5月	株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役（現任）		
				平成15年5月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
				平成16年5月	株式会社カスミ社外取締役相談役（現任）		
				平成17年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役（現任）		
				平成24年3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO（現任）		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外取締役（現任）		
				平成26年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任）		
				平成27年2月	イオンリテール株式会社取締役相談役（現任）		
				平成27年2月	株式会社ダイエー取締役相談役（現任）		
				平成27年3月	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役（現任）		
監査役		桑島 敏彰	昭和27年1月23日生	昭和49年4月	三井物産株式会社入社		
				昭和59年7月	カナカン株式会社入社		
				平成2年4月	同社取締役		
				平成6年2月	北陸冷蔵株式会社社外取締役		
				平成12年4月	カナカン株式会社代表取締役社長		
				平成22年6月	コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社入社		
				平成23年4月	同社執行役員トレードマーケティング統括部長		
				平成24年1月	同社執行役員第二営業本部長		
				平成25年9月	アトム運輸株式会社（現株式会社シンクラン）入社		
				平成25年11月	同社取締役副社長（現任）		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外監査役（現任）		
監査役		中村 明子	昭和34年12月30日生	平成4年4月	弁護士登録		
				平成4年4月	わかさ法律事務所入所		
				平成6年2月	松本洋武法律事務所（現在に至る）		
				平成26年3月	株式会社北國新聞社社外監査役（現任）		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外監査役（現任）		
計							

（注）1．取締役鶴羽樹、岡田元也は、社外取締役就任予定であります。

2．監査役桑島敏彰、中村明子は、社外監査役就任予定であります。

(訂正後)

平成28年8月19日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		青木 宏憲	昭和47年4月6日生	平成8年4月 平成15年2月 平成18年4月 平成18年7月 平成19年5月 平成20年11月 平成22年5月 平成22年8月 平成24年5月 平成26年5月 平成28年3月	大塚製薬株式会社入社 クスリのアオキ入社 同社管理部長 同社執行役員管理部長 同社執行役員人事教育部長 同社執行役員調剤事業本部長 同社執行役員営業本部長兼営業推進室長 同社代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長 同社代表取締役専務兼営業本部長 同社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	1,733
取締役		青木 桂生	昭和17年2月13日生	昭和51年6月 昭和56年11月 昭和60年1月 平成11年7月 平成12年8月 平成15年8月 平成17年8月 平成17年11月 平成22年8月 平成27年6月	有限会社青木二階堂薬局設立取締役 同社代表取締役 クスリのアオキ設立代表取締役社長 当社設立代表取締役 株式会社ツルハ社外取締役 クスリのアオキ代表取締役会長 当社取締役(現任) 株式会社ツルハホールディングス社外取締役(現任) クスリのアオキ取締役会長(現任) 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任)	(注)2	666
取締役		青木 孝憲	昭和48年11月28日生	平成9年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成20年11月 平成22年5月 平成23年5月 平成24年5月 平成25年5月 平成26年5月 平成28年3月	東京エレクトロン株式会社入社 大塚製薬株式会社入社 クスリのアオキ入社 同社執行役員IT・業務改革本部長 同社執行役員商品部長 同社執行役員商品統括部長 同社専務執行役員経営管理統括本部長兼IT・物流推進部長 同社専務執行役員管理本部長兼IT・物流推進部長 同社専務執行役員店舗運営本部長 (現任) 当社取締役(現任)	(注)2	1,333
取締役	—	八幡 亮一	昭和41年8月24日生	平成元年4月 平成16年7月 平成18年5月 平成22年5月 平成24年5月 平成24年5月 平成25年5月 平成26年5月 平成26年8月 平成28年8月	株式会社ワールド入社 クスリのアオキ入社 同社執行役員経営企画室長 同社執行役員管理本部長 同社常務執行役員管理本部長 株式会社A2ロジ取締役(現任) クスリのアオキ常務執行役員財務企画・IR室長 同社常務執行役員管理本部長 同社取締役兼常務執行役員管理本部長 (現任) 当社取締役(現任)		—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		廣田 和男	昭和37年 1月31日生	昭和59年 4月 平成16年10月 平成18年 6月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成26年 6月 平成28年 4月 平成28年 6月 平成28年 7月	株式会社北陸銀行入行 同行経営管理部副部長 同行津幡支店長 同行釧路支店長 同行融資第一部副部長 同行監査部上席検査役 クスリのアオキ出向内部統制推進課 付顧問（現任） 当社監査役（現任） 株式会社A 2 ロジ監査役（現任）	(注) 3	
計							3,733

(注) 1. 代表取締役社長青木宏憲及び取締役青木孝憲は、取締役青木桂生の実息であります。

2. 任期 平成29年 5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期 平成32年 5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）において、以下の者が新たに役員に就任する予定です。また、取締役青木孝憲は、本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）までに、取締役を辞任する予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役最高顧問		青木 保外志	昭和24年 1月 2日生	昭和51年 6月 昭和56年 3月 昭和60年 1月 平成11年 6月 平成15年 8月 平成24年 5月 平成26年 5月	有限会社青木二階堂薬局設立監査役 有限会社三和薬商代表取締役 クスリのアオキ設立代表取締役専務 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長兼社長執行役員 同社取締役最高顧問（現任）		
取締役		吉野 邦彦	昭和33年 7月20日生	昭和56年 4月 昭和60年10月 平成16年 5月 平成20年 3月 平成23年 5月 平成24年 5月 平成25年 5月 平成26年 5月 平成27年 5月 平成28年 8月	北邦医薬株式会社入社 クスリのアオキ入社 同社執行役員商品部長 同社執行役員信越地区本部長 同社執行役員営業本部副本部長兼信 越地区本部長 同社常務執行役員営業本部副本部長 兼営業推進室長 同社常務執行役員営業本部副本部長 兼営業推進室長兼近畿東海地区営業 担当 同社常務執行役員商品本部長 同社常務執行役員商品本部長兼M D 企画室長 同社取締役兼常務執行役員商品本部 長兼M D企画室長（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		鶴羽 樹	昭和17年2月11日生	昭和51年6月 昭和53年7月 平成6年8月 平成8年8月 平成9年8月 平成16年8月 平成17年8月 平成19年1月 平成20年8月 平成20年8月 平成25年12月 平成26年8月 平成26年8月	株式会社ツル八入社 同社取締役 同社専務取締役 同社代表取締役専務 同社代表取締役社長 クスリのアオキ社外取締役（現任） 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長 株式会社くすりの福太郎取締役（現任） 株式会社ツル八代表取締役社長兼社長執行役員 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長兼社長執行役員 株式会社ハーティウオンツ取締役 株式会社ツル八代表取締役会長（現任） 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役会長（現任）		
取締役		岡田 元也	昭和26年6月17日生	昭和54年3月 平成2年5月 平成4年2月 平成7年5月 平成9年6月 平成14年5月 平成14年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成17年11月 平成24年3月 平成26年8月 平成26年11月 平成27年2月 平成27年2月 平成27年3月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 イオンモール株式会社取締役相談役（現任） 株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役（現任） イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 株式会社カスミ社外取締役相談役（現任） 株式会社ツル八ホールディングス社外取締役相談役（現任） イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO（現任） クスリのアオキ社外取締役（現任） ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任） イオンリテール株式会社取締役相談役（現任） 株式会社ダイエー取締役相談役（現任） ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		桑島 敏彰	昭和27年 1月23日生	昭和49年 4月 三井物産株式会社入社 昭和59年 7月 カナカン株式会社入社 平成 2年 4月 同社取締役 平成 6年 2月 北陸冷蔵株式会社社外取締役 平成12年 4月 カナカン株式会社代表取締役社長 平成22年 6月 コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社入社 平成23年 4月 同社執行役員トレードマーケティング統括部長 平成24年 1月 同社執行役員第二営業本部長 平成25年 9月 アトム運輸株式会社（現 株式会社シンクラン）入社 平成25年11月 同社取締役副社長（現任） 平成26年 8月 クスリのアオキ社外監査役（現任）		
監査役		中村 明子	昭和34年12月30日生	平成 4年 4月 弁護士登録 平成 4年 4月 わかくさ法律事務所入所 平成 6年 2月 松本洋武法律事務所（現在に至る） 平成26年 3月 株式会社北國新聞社社外監査役（現任） 平成26年 8月 クスリのアオキ社外監査役（現任）		
計						

（注）1．取締役鶴羽樹、岡田元也は、社外取締役就任予定であります。

2．監査役桑島敏彰、中村明子は、社外監査役就任予定であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるクスリのアオキのコーポレート・ガバナンスの状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）をご参照下さい。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

#### ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

#### ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査及び監査役監査については、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部監査及び監査役監査の実施体制を構築させていく予定です。

#### ニ．会計監査の状況

当社は、会計監査人を設置しておらず、会社法に基づく会計監査人による監査を行っていませんが、金融商品取引法に基づく監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の浜田亘氏及び島義浩氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が5名であります。

なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により会計監査人を設置し、適切な公認会計士又は監査法人を選任し、本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

#### ホ．社外取締役及び社外監査役

当社は、非上場会社であるため、社外取締役及び社外監査役を選任していません。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、それに伴い、本株式交換の効力発生日までに、社外取締役及び社外監査役を選任する予定です。

(後略)

（訂正後）

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるクスリのアオキのコーポレート・ガバナンスの状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照下さい。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役及び会計監査人設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により監査役会を設置する予定であります。

##### ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

##### ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査及び監査役監査については、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部監査及び監査役監査の実施体制を構築させていく予定です。

##### ニ．会計監査の状況

当社は、会計監査人を設置し、会社法に基づく会計監査人による監査を行っており、また金融商品取引法に基づく監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の浜田亘氏及び島義浩氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が5名であります。

なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、平成28年8月18日開催の定時株主総会において有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、今後本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

##### ホ．社外取締役及び社外監査役

当社は、非上場会社であるため、社外取締役及び社外監査役を選任しておりません。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、それに伴い、本株式交換の効力発生日までに、社外取締役及び社外監査役を選任する予定です。

（後略）



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数(注)1	-
株式の名義書換え	
取扱場所	株式会社クスリのアオキホールディングス
株主名簿管理人	未定
取次所	-
名義書換手数料	未定
新株交付手数料	未定
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当会社の公告方法は、官報に掲載してする。(注)2
株主に対する特典	該当事項はありません

(注)1. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、テクニカル上場に伴い、同日までに定款を変更し、当社の公告方法を電子公告とする予定です。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。http://www.kusuri-aoki.co.jp

(訂正後)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数(注)1	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	-
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、官報に掲載してする。(注)2
株主に対する特典	該当事項はありません

(注)1. 当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、テクニカル上場に伴い、同日までに定款を変更し、当社の公告方法を電子公告とする予定です。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。http://www.kusuri-aoki.co.jp

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第31期）（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）平成27年8月19日北陸財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

（第32期第1四半期）（自 平成27年5月21日 至 平成27年8月20日）平成27年9月30日北陸財務局長に提出

（第32期第2四半期）（自 平成27年8月21日 至 平成27年11月20日）平成27年12月28日北陸財務局長に提出

（第32期第3四半期）（自 平成27年11月21日 至 平成28年2月20日）平成28年3月31日北陸財務局長に提出

【臨時報告書】

クスリのアオキが上記の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年8月2日）までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき、平成27年8月21日北陸財務局長に提出

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づき、平成27年9月17日北陸財務局長に提出

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、平成28年2月26日北陸財務局長に提出

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）の規定に基づき、平成28年6月30日北陸財務局長に提出

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）及び第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、平成28年6月30日北陸財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記記載の平成27年9月17日付臨時報告書の訂正報告書）を平成27年9月28日に北陸財務局長に提出

（訂正後）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第32期）（自 平成27年5月21日 至 平成28年5月20日）平成28年8月18日北陸財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

クスリのアオキが上記の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年8月19日）までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき、平成28年8月19日北陸財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。